

平成22年(2010年)1月5日



# 埼玉県報

第2146号

平成22年1月5日

火曜日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県長瀬総合射撃場の指定管理者の指定\(自然環境課\)](#)
- [埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [上尾運動公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [まつぶし緑の丘公園の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [大宮公園の一部の区域の指定管理者の指定\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道川越北環状線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

## 告 示

### 埼玉県告示第一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十六日

#### 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者の自立を考えるあしたの会

#### 三 代表者の氏名

小山 シズイ

#### 四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央七丁目二一番八号

#### 五 定款に記載された目的

この法人は、地域における障害者の働く場所を提供しておりますが、現状では、なかなか就労の場がありません。そのため、一層の社会的自立を目指し、宅配弁当かららくを運営しております。一人暮らし、高齢者、市役所、ケアホーム、一般家庭等へ宅配サービスを行い、地域社会との交流も深め、もって障害者の人達とともに豊かな人生を送り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほつとすてーしょん
- 三 代表者の氏名  
高橋 千代子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鳩ヶ谷市八幡木一丁目一八番地の二〇
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害の有無に関わらず、あたりまえの生活が保障され、ともに生きる社会を目指すため、地域の障害者に対し就労・生活・余暇に関する支援事業を行い、ノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふじみつこ・夢みらい
- 三 代表者の氏名  
本橋 千賀子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市大字鶴馬三五―六番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、さまざまな団体とのネットワークを広げながら、子どもたちの自主性・創造性・社会性を育てる活動を推進する。  
また、継続的に子どもたちの成長を見守り子ども一人ひとりの生きる力を育む活動に取り組み、あらゆる世代や多文化の交流を通じ、地域が支えあう社会を目指す。

## 告 示

### 埼玉県告示第四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ぶどうの会
- 三 代表者の氏名  
吉野 房子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市大字笹井三千二百十二番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を行い、福祉の増進を図るとともに、市民にも広く理解と協力を求めるための啓蒙普及活動を行い、相互に人格と個人を尊重し障がい者とその家族が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人所沢市思い出語りの会
- 三 代表者の氏名  
堀 葛郎
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字北秋津六百八番地の六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、所沢地区の高齢者同士、高齢者を介護する家族、保健施設や老人施設等の利用者やスタッフに対して、「思い出語り」の手法を活用してコミュニケーション・ケアを図り、相互援助的人間関係を築きながら生活の質の向上を目指す。また、若年者に対しても、聴く力と話す力や共感性を育むコミュニケーション能力の向上を図る活動を目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人プラウド
- 三 代表者の氏名  
峯崎 克尚
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市砂久保一二七番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で暮らす障がい者とその家族等に対して、障害者自立支援法に基づき、より充実した社会生活を営む為の生活支援に関する事業を行い、又、障がい者への労働の場の提供や就労移行・継続支援事業を実施することにより、健全で豊かな地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県長瀬総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設おおりの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
飯能市国民健康保険飯能市立病院	飯能市大字虎秀二五番地一	平成二十一年十二月二十七日

# 告 示

## 埼玉県告示第十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇〇八 三一 〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

熊谷市小島五二七番地外八筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

浸透効果量 〇・〇七三立方メートル毎秒

# 告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、上尾運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、まつぶし緑の丘公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

北葛飾郡松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二千四百二十四番地

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、大宮公園の一部の区域の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十二年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アメニス埼玉グループ

東京都港区三田四丁目七番二十七号

二 管理する区域

埼玉県さいたま市大宮区寿能町及び堀の内町並びに見沼区大和田町地内

三 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

<p>川越北環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>地先 川越市大字寺山字宮田三五一番一</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年一月七日 午後五時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル 延長三五・四</p>	<p>備考</p>



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

## 一 許可番号

平成二十一年十二月十四日

指令川建セ 第二一〇一二九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十二日

第二一〇一四四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上小見野字家附町一〇〇五一一の一部、大字梅ノ木字家

附町一三一二の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市八幡二一五一二四 松栄コーポラス三〇四号室

野村 俊幸

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年十二月十四日

指令熊建セ第〇八二〇〇〇四一号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十四日

第十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字萩和田五六三番一 外十一筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区岩戸町九番地

富士警備保障株式会社 代表取締役 鶴賀孝宏

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年八月十日

指令越建セ第二一〇〇六〇〇号

### 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十一日

第三三三―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字杉内一五二九―一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市南二―一〇―一

黒木 烈・黒木 三紀子